



しるべ総合法律事務所 平成26年5月30日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

何とか5月中に初夏号をお届けすることができました。5月は「皐月」と呼ばれますが、ご存じのとおりこれは旧暦の呼び方で、旧暦5月1日は今年は5月29日ですから、今月はそれまでは「卯月」というわけです。和風月名は「古事記」の記載に基づくそうですが「卯月」は「卯の花の咲く月」からとか、田植えの時期で「植月」からとかいわれています。「皐月」も「早苗を植える月」からというのが一般ですが定かなことは分かりません。これも周知のとおり「五月雨」は梅雨のことであり、「五月晴れ」は梅雨の合間の晴れ間を指しますが、現代では「五月晴れ」は新暦5月のすがすがしい晴れ間という意味で使用され、「広辞苑」などの国語辞典に後者の意味もあると明記されていて、かなり一般的になったといえるでしょう。

この5月、安倍首相は、従来の政府が日本国憲法に反すると解釈してきた集団的自衛権についての憲法解釈を改める意向を明らかにし、今後研究を進めるとともに与党協議を開始し、政府の憲法解釈を変更すべきだとなれば改正すべき立法措置について国会に諮ると表明しました。「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書が集団的自衛権を認めることは日本国憲法第9条に違反するものではなく政府の解釈の表明で可能だとしたことに基づくものです。集団的自衛権を認める是非はもちろん、これを憲法の根本原則である第9条の解釈で認めることには疑問も多く、こればかりは五月晴れとはとてもいえないでしょう。

(弁護士 相羽洋一)



(岩手山を背にした小岩井農場一本桜 撮影・相羽康宏 〈2014.4.29〉)

民事訴訟法こぼれ話 (5)**裁判管轄**

弁護士 宮 本 増

狭い日本の国ですが、この中に裁判所だけは随分あります。各都府県に地方裁判所や家庭裁判所の本庁が、北海道には4カ所にやはり地方・家庭裁判所が設置され、この地方・家庭裁判所には支部があつて、愛知県内の支部は岡崎、豊橋、一宮、半田に置かれているという具合です。簡易裁判所になると、さらに数が多くなります。20年ばかり前にはあまりに簡易裁判所が多いのでこの整理縮小が行われたこともありました。



さて、訴訟や調停はこれらのどこの裁判所でも受理審理されるというわけではなく、原則として当事者や当該紛争に密接に関連する土地を管轄する裁判所で行われることになります。これは、先ず、当事者の利便性を考え当事者が出向きやすいところで紛争を解決するのが経済的にも時間的にも当事者に都合がいいからです。そこで民事訴訟法では、原則として被告の住所地にある裁判所へ訴えを提起することを求めています。このようにどこの地域の裁判所がその事件を受理審理できるかの定めを土地管轄といいます。管轄にはこの他に各審級の裁判所を定める事物管轄もありますが、当事者の利害に影響するのは多くは土地管轄なのです。交通の便も良くなった現代でも遠隔地の裁判所へ出かけるのは時間的にも費用の上でも負担が増えるからです。

私が裁判所にいたころ、戦前の古い判決について調査をしたことがありましたが、樺太と当時信託統治領であったサイパンの住民が争った事例を見つけました。これなどはどこの裁判所で審理するかで当事者の時間的経済的負担が大きく異なり、遠隔地の裁判所へ出向くことになった当事者は、事実上十分な応訴活動の機会を失なってしまうと思われませんが、この件は東京地方裁判所で審理することを当事者双方で合意していました。このように、当事者で特定の裁判所を受訴裁判所として合意することも法律は認めているのです。

こうしたことから、弁護士は訴えの提起を依頼された時には必ず管轄がどこの裁判所にあるのかを調べますし、依頼者には管轄はどこの裁判所であるかを説明します。ところが厄介なことに、いくつかの裁判所に管轄が重なり競合することがあるのです。例えば不法行為の管轄は不法行為地にもあることになっています。債務でも通常の債務は債務者が債権者のところへ債務を持参して払うことになっていますが、この場合は債務の履行地、すなわち債権者の住所地にも管轄があるのです。そうすると、名古屋の人が静岡で東京の人が運転する車に衝突され損害を被ったとすると、この損害賠償訴訟の管轄は、東京にも静岡にも名古屋にもあることになるのです。この場合、訴訟を起こす名古屋の人が選択した裁判所で先ず訴訟を起こすことになりますが、裁判所の考えで静岡か東京の裁判所へ回されてしまうこともあります。これを事件の移送といいます。

さて、私の実際の経験ですが、ある弁護士が名古屋の人から東京の人に対する手形金の取立訴訟を依頼され、東京地方裁判所まで行くのは大変だということで、名古屋の知人に依頼して裏書人になって貰い、振出人である東京の人と裏書人である名古屋の知人を共同の被告とし名古屋地方債万所へ訴えを提起したという事例がありました。いくら何でもこれはやりすぎでその弁護士の信用問題にもかかるところです。

ペットの傷害と法律上の扱い

弁護士 横 江 俊 祐

1 はじめに

交通事故によって他人の自動車を損壊したときは、その修理代金額を損害額としてこれを賠償する責任があります。しかし、修理代金額が車の時価評価額を上回る場合は、原則として自動車全部が損壊してしまった（全損といいます。）ものとして、損害額は時価評価額の限度でしか認められないのが一般です。例えば、修理代金100万円、車の時価額80万円の場合は、80万円の限度でしか損害額として認めてもらえません。被害者の持っていた財産（時価額）以上に損害が発生することはないという考え方からです。

他方、交通事故で人が傷害を負った場合は、治療費がどれだけ高額でも全損にはなりません。裁判官といえども、人の価値を評価して、その時価額を算定することはできないからです。

2 ペットの傷害

（1）法律上は「物」

それでは、ペットが傷害を負った場合はどうでしょうか。この点、法律上はペットも車と同じく「物」（民法85条）ですので、ペットの治療費が時価額を超える場合は、車の場合と同様に全損とするのが自然です。ただし、ペットは車と違って生き物ですから、人と物との中間的な位置付けになるといえるかもしれません。

（2）裁判例

名古屋高等裁判所平成20年9月30日判決※1も「ペットが傷害を負ったことによる損害の内容及び金額は、ペットが物に当たることを前提にして、これを定めるのが相当である。このことは、ペットを我が子のように思って愛情を注いで飼育していたことによって、左右されるものではない。」と判示しています。しかし、この判決は最終的に、全損扱いにしないと結論しました。全くの感想ですが、生命のあるペットを全損扱いすることには心理的抵抗がある、という価値判断を尊重したのでしょうか（この裁判体にはペットを飼っている裁判官が2名以上含まれていたのかもしれませんが）。この判断に対する賛否は人それぞれでしょうが、個人的には、全損扱いとした上で、慰謝料の金額で調整するのが穏当だったのではないかと思います。もっとも、最高裁判所の判決ではないため、今後同種事案が起こった場合に、この判決とは異なる結論となる可能性は残されています。

3 ペットの傷害と刑法上の扱い

他人のペットを故意に（過失は除かれます。）傷つけると動物傷害罪（刑法261条）になり、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます（ただし所有者が告訴しないと処罰されません。）。器物損壊罪も同じ条文で規定されていますので、刑法上ペットを傷つけることは物を壊すことと同じとされているわけです。ただ、同条は「他人の物を損壊し、又は傷害した」という表現をあえて使っています。客体としての生物と無生物を「損壊」という行為で一括りにせず、あえて「傷害」という表現を併記して生物と無生物を区別したという点に生物は単なる物ではないという立法者のメッセージを微かに読み取ることができる気がします。

なお、ちなみに「動物愛護及び管理に関する法律」では、犬・猫などの愛護動物をみだりに殺傷すると2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられます。

※1 交通事故民事裁判例集41巻5号1186頁

相続問答あれこれ (4)

遺産の評価と寄与分と特別受益

弁護士 鷲見 弘

【遺産の評価】

Q 1 これまでのお話で、相続される人（被相続人）とどんな身分関係にある人がどのような割合で相続するかということは判りましたが、それは必ずそのような割合で分けなければいけないものですか。

A いえ、それは法律で各自の権利としての割合を定めたということで、各相続人は当然その権利を主張できますが、実際にはそれを基準としながらも、いろいろな点を考慮して、話し合っただけの分け方をすることも出来ます。また、被相続人は予め生前に遺言によって各相続分を法律とは別途に指定しておくことが出来ます（民法902条）。この場合はその指定の相続分が法律に優先します。もっとも、2013年錦秋号の「相続問答あれこれ」で述べられている遺留分を侵すことは出来ません。

Q 2 ところで、相続財産と言っても不動産や株式、現金預金等いろいろあると思いますがその評価はどうやって決めるのですか。

A 不動産は、原則的には時価ということになりますから、正確には不動産鑑定士の鑑定によって時価額を鑑定してもらうことにはなりますが、一般的には、市町村の役所が固定資産税の課税をするために評価している評価額や、その他土地については税務署が相続税の課税の根拠として定めている所謂「路線評価額」にすることが多いです。ただし、不動産は換金しようとするとなればかなりのコストがかかりますので、遺産分割に当たり現金や預金と比較するときにはそのコスト分を差し引いて評価するのが普通です。

また株式は、上場株であれば相続発生時（被相続人の死亡時）における市場価格、非上場株であれば会社の決算書から割り出された株価によりますが、これも分割に当たってはやはり換金の難しさや換金コストの問題があるでしょうね。

【寄与分】

Q 3 なかなか大変なんですね。ところで私は男ばかりの3人兄弟の長男ですが、父親が代々続いた料理店を営んでいるものですから、私も学校を卒業してからずっと家業を手伝って父親と一緒に仕事をしています。このような場合、父親の財産の相続については 特別に配慮されるのでしょうか。

A 共同相続人の一人が被相続人の財産の維持又は増加に特別に寄与（貢献）した場合には寄与分が認められ、寄与した相続人に与えられます（民法904条の2）。その計算は後記のように、相続人の間で協議して寄与したと思われる額（寄与分）を定めてそれを先ず相続財産から差し引き、残りを相続分に従って分割し、寄与相続人はその分割された相続分に、差し引かれた寄与分の額を加えたものを取得することができます。

しかし、家業を手伝ってきたからといって寄与分が認められるとは限りません。被相続人の財産の維持・増加に対する「特別の」寄与でなければなりませんから、忙しいときに家族として手伝うとか、簡単な経理を手伝うとかでは足りないといわれています。また、給与をもらった場合も寄与とは認められません。無償に近い状態で経営者・従業員として一定期間稼働してきたという事実が必要になります。

Q 4 なるほどそうですか。でも相続人の間でその寄与分についての意見が分かれて協議が調わない時はどうすればいいんですか。

A 寄与分の有無、金額が決まらなければ遺産分割もできないわけですから、家庭裁判所へ遺産分割の調停を申し立てることができます。また、遺産分割の前提として家庭裁判所に寄与分を定める審判を申し立てて決めてもらうこともできます。

【特別受益】

Q 5 分かりました。ところで、末の弟は体が弱くて生活力が乏しいので、10年ほど前に父親が所有していた土地に家を建てやり、弟はその家と土地を贈与してもらってそこに住んでいます。これは相続の時どうなるのでしょうか。

A 相続人の中で贈与を受けた方があれば、それは特別受益といってその相続人の相続分から差し引かれます。その計算は後記のように、先ず贈与を受けた価額を相続財産の全体の価額に加えたものを、一旦相続財産の総額とみなし、それをもとに相続分の割合によって算定した相続分から、贈与された人はその贈与分を差し引いた残りの分を取得することになるわけです（民法903条）。ただし、その結果がマイナスになっても、逆に返す必要はありません。

Q 6 その贈与の価額というのは、贈与を受けたときの価額ですかそれとも相続の時の価額ですか。

A たとえば贈与された人が、その後一部を壊したり、手を入れてその結果価値が上下して価額が変わっても、贈与の時のままの状態であるものとして評価されますが（民法904条）、物価の変動によって価額が変わったような場合は相続の時点での時価額と一般に解釈されています。この点は法律に定めはありませんが、学説上も裁判例でも異論のないところです。

Q 7 その特別受益というのは、例えば海外旅行に行ったときにもらったお餞別とか、子供が生まれたときのお祝い金とかもそれに当たるのでしょうか。

A いいえ、結婚や養子縁組のときの支度金とか、その他当人の生計を支えるための資金になりうるような意味合いの贈与に限られますので、餞別金、お祝い金、小遣い等はこれに当たりません。

【寄与分の計算例】

被相続人の子A～Dが相続したとき遺産総額が1億円でAの寄与分が1000万円と認められたとすると、

みなし総遺産 1億円－1000万円＝9000万円

各自の相続分 9000万円÷4＝2250万円

Aの取得分 2250万円＋1000万円＝3250万円

【特別受益があるときの計算例】

被相続人の子A～Dが相続したとき遺産総額が1億円でBの特別受益が3000万円であったとすると、

みなし総遺産 1億円＋3000万円＝1億3000万円

各自の相続分 1億3000万円÷4＝3250万円

Bの取得分 3250万円－3000万円＝250万円

知的財産—□メモ(3)

知的財産権侵害品の輸入の差止

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 知的財産権を侵害する輸入物件

ご自分の特許権や商標権、著作権などについて、権利を侵害する模造品、偽ブランド商品や海賊版DVDなどが輸入されて国内で多量に販売されたらどう対処されますか。実際偽ブランド、模造品、海賊版など特許権、商標権、著作権等の知的財産権を侵害する商品は、多くが海外からの輸入品です。

ところで、税関で輸入を差し止められた知的財産権侵害品は、その件数で平成19年から連続して2万件を超え、しかも増加が続いていますが、昨平成25年度には2万8135件（月平均2344件）と過去最高を記録しました。差し止められた輸入品の仕出国は、ここ数年、中国が90%強、韓国が1%強、残りがその他の国です。昨年度の差止件数での侵害権利別の割合は、商標権が98.4%、著作権が1.3%、意匠権が0.2%、残りが特許権その他の権利でした（財務省報道発表「平成25年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」による。）。

これらの差止は、ほとんどが特許権等の知的財産権の権利者が税関長に申立てたことによって執られた措置です。

2 輸入差止申立制度

一定の知的財産権の権利者が輸入差止の申立をすると、裁判所の判断によることなく、税関長が「認定手続」に従い権利侵害と判断したときに輸入差止の命令を出すことができるという制度です。その内容について少し詳しく説明しましょう。

(1) 申立できる者

輸入差止申立を行うことができるのは、

ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権の権利者又は専用実施権者、専用使用権者若しくは専用利用権者（これらの権利者を以下「特許権者等」といいます。）と、

イ 不正競争防止法2条1項1号ないし3号、10号及び11号に基づく差止請求権を持つ者（以下「不正競争差止請求権者」といいます。）

です（関税法69条の13）。回路配置利用権の権利者は申立権はありませんが情報提供により「認定手続」を経て差止が認められることがあります。

もちろん、申立は弁護士に委任することも可能です。

(2) 申立の手続

特許権者等は9つの税関長のいずれかに対し（以下「申立先税関長」といいます。）関税法施行令規定の事項を記載した「輸入差止申立書」を提出します。1通の申立書で9税関の全部又は一部に対する申立ができます。なお、不正競争防止法に基づく場合には、予め経産大臣の意見書を取得して申立書に添付する必要があります。申立の内容は公表されます。

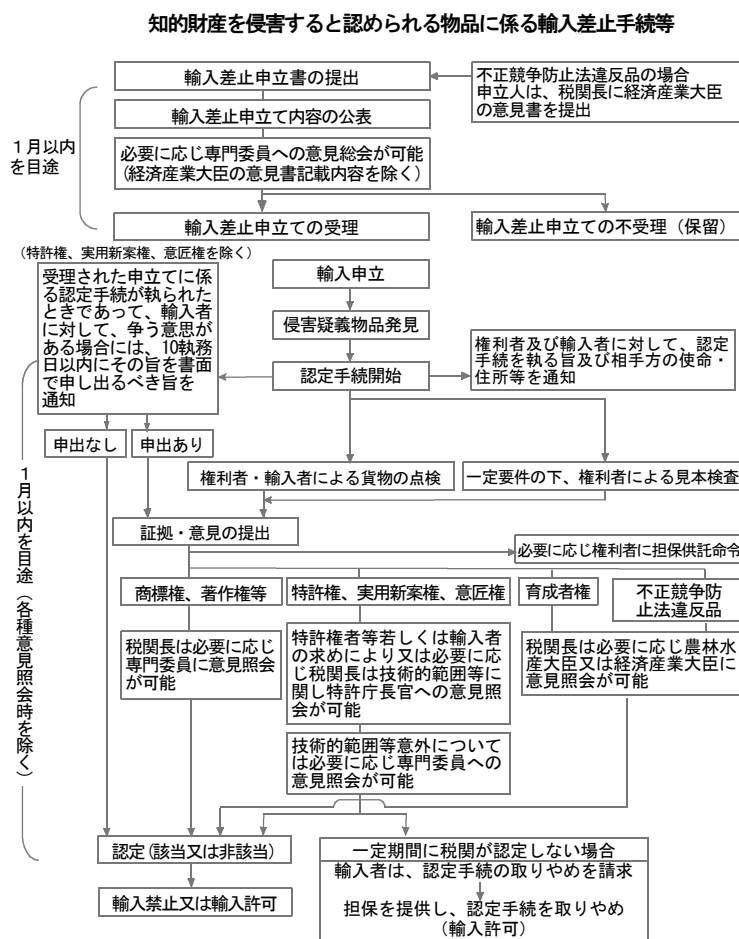
申立書には侵害があることを疎明する資料を添付する必要がありますが、税関長が疎明に足りる証拠があると判断すればこれを受理し、そうでなければ不受理となり（原則として1か月

以内)、申立人にその結果が通知されます。

なお、申立の有効期間は申立の時から最長2年間ですが、これを更新することも可能です。

(2) 認定手続の概要

税関長は、知的財産権侵害が疑われる輸入品を発見したときは認定手続を執ります。通常は特許権者等の差止申立が受理された件について行われます。そして、権利者・輸入者双方に認定手続を開始したことを通知します。特許権・実用新案権・意匠権の場合は常に、その他の場合は輸入者が権利を侵害していないと主張するとき、双方が物品を確認したり（場合によって権利者は担保を提供して物品の分析などの検査を行うことも可能です。）、証拠や意見を提出することになります。認定は、次に述べる意見照会手続をした場合を除き、手続の開始から1月以内を目途とされていますから、権利者や輸入者にとって提出期限までは10日間程度しかないので、結構忙しい日程になります。



（税関ホームページ「知的財産侵害物品の取締り」から）

また、税関長はいずれかの求めに応じあるいは自ら、特許庁長官、農林水産大臣や経済産業大臣、場合によっては専門委員会に意見照会をすることができます。これはその意見に従うというのではなく、あくまでも税関長の認定判断の資料とするものです。

なお、認定手続が長期にわたるような場合には、輸入が遅れるために輸入者に損害が生じる可能性がありますので、税関長はそのような場合には申立人に損害担保のための供託を命じることができます。

これらの手続を経て、税関長は当該疑義物品が権利侵害物品に該当するかどうかの認定をして、権利侵害物品に該当すれば輸入禁止に、そうでなければ輸入許可となります。

もし、一定期間内に税関長の認定がされない場合には、輸入者の損害が生じるおそれがありますので、輸入者に税関長に対して認定手続の取り消しを求めることができるようになります。認定手続の取りやめは、権利者の損害に備えて、輸入者が担保を提供することが必要となりますが、取りやめになれば当然輸入が許可されることになります。

輸入品による知的財産権の侵害が生じる場合には、是非弁護士にご相談ください。

ゴールデンウィークに憲法を考える

弁護士 成 瀬 玲

1 ご存じのとおり昭和22年5月3日「日本国憲法」が施行されました。翌23年7月20日制定された「国民の祝日に関する法律」により5月3日は「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する」日として国民の祝日である「憲法記念日」とされています。今ではゴールデンウィークのために憲法記念日は少し影が薄くなったような気がするのでしょうか。

ところで、安倍政権誕生以来、憲法を巡る議論が活発になっており、新聞記事によれば憲法に関する本の売れ行きが良くなっているようで、憲法に対する国民的関心も高まっています。現在は「集団的自衛権」に関する解釈問題が全面に出てきていますが、「日本国憲法の改正手続に関する法律」（国民投票法）の投票権者の年齢を18歳以上とする引下げの改正が実現されたことも相俟って、今後戦争放棄に関する憲法第9条の改正について具体的な議論が進むことになると思われます。

今回は、憲法記念日を含むゴールデンウィークの直後であることに因んで「憲法とは何か」について少し考えてみたいと思います。

2 安倍内閣を含む国会議員の発言内容からすると「そもそも、憲法とは何か。」についての基本的な理解が欠けているのではないかと思います。なぜなら、憲法がどのようなものであるかを理解することなく憲法改正の議論を行うことは、安倍内閣といった「時の権力者」の思うがままに憲法が改正されてしまう危険が潜んでいるからです。

3 民法は、私たちの社会生活に関する様々なルールを定める法律であり、刑法は、どのような行為が犯罪になり、どのような刑罰を科すことになるのかを定める法律です。どちらも皆さんに身近な法律ですから、日頃親しんでいて比較的内容が理解しやすいと思います。では、憲法は、何を定めているのでしょうか。憲法は、身近な法律でないためになかなかその内容について理解されている方は多くないと思いますが、一言で言えば、国民の基本的な権利を定め、国民の自由や権利を守る為の国家の構成（政治の仕組み）を定めるとともに、これに基づいて国政を担う者（国政は国民に対する強制力を伴うという意味で国家権力ともいいます。）が国民に対して行うことができること、行ってはならないことを定めているのです。ここで話したいことは、言うまでもなく、国家という存在はあくまでも国民の為に存在するものであり、国民が国家の為に存在するものではないということです。ですから、日本国憲法は、国家の構成に関する諸規定より前に「第三章 国民の権利及び義務」として、その中で国民の有する誰も侵すことのできない権利（第11条。「基本的人権」と記載されています。）を定めています（もっとも、日本国憲法制定前の大日本帝国憲法も国家の構成の規定の前に「第二章 臣民権利義務」を規定していましたが、あくまでも天皇の臣民としての権利であって、基本的人権とは程遠いものでした。）。もちろん国民の義務も規定されていますが、それは国家を支えるために最小限必要なもの、すなわち納税の義務、勤労の義務、子女に教育を受けさせる義務の3つだけです。

4 憲法はこれに引き続いて国家の構成について規定していますが、国家の権能を、立法、行

政、司法の3つに分け、それぞれの権限を明らかにするとともに（詳細は個々の法律に定めるとされています。）、それぞれ別個の機関に担当させるという工夫をしています（三権分立）。立法権は国会に、行政権は内閣に、司法権は裁判所が担当することとして、相互に他の担当機関が定められた権限を逸脱していないかどうかを監視させ、牽制し合うようにしているのです。殊に、最高裁判所には立法部の制定した法律及び行政部による規則、命令、処分が憲法に適合するかしないかを決定することができる終審裁判所であるとされています。

もし、このような三権を一つの機関が掌握すると、無法な立法や処分や裁判を咎める機関がありませんから、平気で国民の権利や自由を侵害する危険な結果をもたらすことは、これまでの歴史が示すところです。現在でも独裁国家ではそのような状況となっています。ですから、国民の権利や自由を守るために、国家権力が守るべき基準を定めた国家の根本的ルールが必要であり、その基本的ルールこそが憲法なのです。

憲法がこのような性質のものであることは、近代の民主主義の国においては共通するものであり、このような性質のものでなければ、もはや憲法とはいえません。

5 日本国憲法も「憲法改正」の規定を持っています（第96条）。この規定に従えば憲法をどんな内容にでも変えることができるのでしょうか。憲法改正は新憲法制定とは異なり、現在の憲法の価値を損なわないで一部に修正を加えるものと解釈すべきですから、異論がないわけではありませんが、現行憲法の価値を損なうような改正は許されないというべきでしょう。たとえば侵すことのできないとされる基本的人権を制限するような憲法改正は許されないと考えられます。

現在安倍内閣が主張している、戦争放棄の規定（第9条）に関して、かつての内閣が集団的自衛権は認められないとした解釈を後の内閣がこれを認めると変更することが許されるかについては、細かな議論が必要ですので、後の機会に述べてみたいと思います。

6 ゴールデンウィークを構成する「こどもの日」は、国民の祝日に関する法律で「こどもの人格を重んじ、子どもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」とされています。私事で恐縮ですが、3月中旬に長女が生まれました。これで私はこの長女ともうすぐ3歳になる長男を持つ2児の父親になりました。色々と自己主張をするようになってきた息子と誰かが抱っこをしていないと直ぐに泣く娘に手を焼きますが、日々成長していく様子を見るのは親として嬉しく、楽しいものです。

そして、私としては、色々と不満はあるにせよ、これまでおかしな強制をされることもなく、自由に暮らしてこられたこの国を、子供たちや孫たちにも残してやりたいと思っています。自分の世代までは自由に暮らしてきたにもかかわらず、これからの憲法改正によって、子供たちが暮らす社会を不自由なものにしてしまつては、子供たちに申し訳が立ちません。



易しいマジックアラカルト4

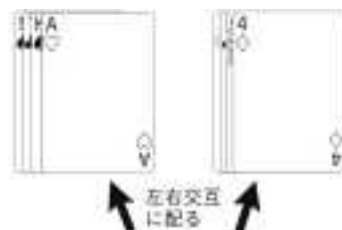
8枚のトランプで…

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

10年ほど前に来日公演したアメリカのマジシャン、デビッド・カップパーフィールドが会場の1,000人以上の観客にカードを配って演じたものをアレンジしたトリックです。

お手数ですが、トランプを1組用意して、その中からジョーカー1枚と普通のカード7枚を取り出してください（ジョーカーがないときは絵札7枚とエース1枚にするとか、トランプがないときは自分の名刺7枚と他人の名刺1枚でも構いません。その場合以下の説明ではジョーカーを1枚だけ違ったカードに読み替えてください。）。それ以外のカードは使いません。

- ①【切り混ぜ】8枚のカードを表向きにして揃え、よく切り混ぜてください。それを表向きのまま左手に持って下さい。ジョーカーが何枚目にあるかは分かりませんね。



- ②【左右に配る】一番上のカードから、表向きのまま1枚ずつ取って、テーブルの上に、左、右、左、右…と交互に重ねて4枚ずつ2つの山に分けて下さい。

- ③【山を重ねる】2つの山のどちらかにジョーカーが見えますから（何枚目かは分かりませんね）、ジョーカーのある方の4枚の山を順序を変えないように取り上げて表向きのまま左手に載せて下さい。残りの山は全体を裏返して左手の山の上に重ねて下さい。



- ④【2度目の配布】もう一度、②のように左手のカード一番上のカードから1枚ずつ取って、テーブルの上に、左、右、左、右…と順に重ねて4枚ずつ2つの山に分けて下さい。

- ⑤【2度目の山を重ねる】2つの山は裏表が混ざっていますが、どちらかにジョーカーが見えますから、③のようにジョーカーのある方の4枚の山を順序を変えないように取り上げてそのまま左手に載せて、残りの山は全体を裏返して左手の山の上に重ねて下さい。

- ⑥【3度目の配布】さらにもう一度②のように左手のカード一番上のカードから1枚ずつ取って、テーブルの上に左、右、左、右…と順に重ねて4枚ずつ2つの山に分けて下さい。

- ⑦【3度目の山を重ねる】2つの山は裏表がバラバラに混ざっていますが、③のようにジョーカーのある方の4枚の山を順序を変えないように取り上げてそのまま左手に載せ、残りの山全体を裏返して左手の山の上に重ねて下さい。

- ⑧【全体を裏返す】8枚のカードの山全体をひっくり返して左手に持って下さい。

- ⑨【3枚を下に回す】左手の山の上から3枚を順序を変えないように取って左手の山の下に入れて下さい。

- ⑩【置いて回す】左手のカードの一番上のカードを取ってテーブルに置いて下さい。次のカードを左手の山の下に回して下さい。次のカードをテーブルに置いて、次のカードを左手の山の下に回して、以下置いて・回してを繰り返して1枚だけ手に残ったら止めてください。

- ⑪【残ったカードは？】手に残ったカードの表を見て下さい。きっとジョーカーですよ（もしそうでなかったら、お手数ですがもう一度最初から丁寧にやり直してみてください。）。

